

令和2年8月7日

各 位

一般社団法人 マンション管理業協会

「令和2年度 マンション維持修繕技術者試験」の実施について

一般社団法人マンション管理業協会(所在地：東京都港区、理事長：岡本潮)は、令和2年度マンション維持修繕技術者試験を下記の通り実施いたしますのでお知らせいたします。

当協会の認定資格であります「マンション維持修繕技術者」(登録者数は令和2年8月1日現在で4,432名)は、マンションの維持・修繕に関して一定水準の知識と技術を有していることを審査・認定することにより、マンション建物・設備の維持保全に関する知識・技術及び対応力の向上を図り、円滑な共同居住に関する社会的な要請に応えることを目的としております。

記

【実施概要】

1. 試験実施日時：令和3年1月17日(日) 13:15～15:15

試験実施時間は2時間(途中退出不可)となります。

2. 試験方法：択一式試験(四肢択一式 全50問)

3. 受験申込案内書配布期間及び受験申込受付期間(消印有効)

令和2年10月1日(木)～令和2年11月2日(月)

4. 受験資格：次の(1)から(4)のいずれか1つに該当する者が受験できます。

(1) 次の建築に関する課程(機械・電気・土木関係の課程も含む)を修業し、かつ建築・設備に関する所定の実務経験年数を有する者

- ① 大 学 (修業4年) 卒業後1年以上の実務経験
- ② 短期大学 (修業3年) " 2年 "
- ③ 短期大学 (修業2年) " 3年 "
- ④ 高等専門学校 (修業5年) " 3年 "
- ⑤ 一般高卒以上を対象とする専修学校、各種学校 (修業2年) . . . " 3年 "
- ⑥ 一般高卒以上を対象とする専修学校、各種学校 (修業1年) . . . " 4年 "
- ⑦ 工業高校 (修業3年) " 5年 "
- ⑧ ⑤および⑥を除く中卒以上を対象とする
専修学校・各種学校 (修業2年) " 6年 "

(次ページに続きます)

(2) 建築に関する課程以外を修業し、8年以上の建築関連実務経験を有する者

(3) 次のいずれかの資格等を有する者

- ① 大規模修繕コンサルタント実務研修修了者^(注1)
- ② マンション維持修繕技術専門課程研修受講者^(注2)
- ③ 一級建築士又は二級建築士
- ④ 技術士（建設部門・文部科学省認定資格）
- ⑤ 建築設備士
- ⑥ 区分所有管理士試験合格者
- ⑦ 管理業務主任者試験合格者^(注3)
- ⑧ マンション管理士試験合格者

(注1) 平成11年6月から平成14年7月まで（全6回実施）の研修修了者

(注2) 平成15年度から今年度までに実施するマンション維持修繕技術専門課程研修を受講した者

(注3) 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」附則第5条の規定に基づく講習（移行講習という。平成14年4月で終了）修了者を含む。

(4) 当協会理事長が上記に掲げる前各号と同等以上の知識と技術を有すると認める者^(注4)

(注4) 次のいずれかの資格を有する者

- ① 一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士
- ② 一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士
- ③ 一級電気工事施工管理技士又は二級電気工事施工管理技士
- ④ 一級電気通信工事施工管理技士又は二級電気通信工事施工管理技士
- ⑤ 甲種消防設備士
- ⑥ 給水装置工事主任技術者

5. 試験出題範囲：マンションの維持・修繕に係る一般建築・設備知識、修繕知識、法律関連知識、管理組合対応知識 等
出題根拠となる法令等は令和2年4月1日現在施行されているもの
6. 試験開催地：東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・広島・福岡
7. 受験料：11,000円（消費税込）
8. 合格発表日：令和3年2月12日（金）

【 受験申込案内書について 】

令和2年10月1日（木）より当協会ホームページに受験申込案内書を掲載し、配布を開始いたします。（URL <http://www.kanrikyo.or.jp/iji/siken.html>）

以 上

一般社団法人 マンション管理業協会

所在地：東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階

理事長：岡本 潮

設立：昭和54年10月

会員数：360社（令和2年8月1日現在）

本件お問い合わせ先：一般社団法人 マンション管理業協会（本部） 試験研修部

電話（直通）：03-3500-2720（月～金：9時～17時） FAX（直通）：03-3500-1261

メールアドレス：shikenkenshu@kanrikyo.or.jp

協会ホームページ：<http://www.kanrikyo.or.jp/>